

第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画 の策定について

1 計画の策定について

(1) 計画の趣旨

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行等要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応し、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度がスタートし、既に20年以上が経過し、定着・発展しているところです。

この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、更に介護保険料の上昇、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした第9次丸亀市高齢者福祉計画及び第8期丸亀市介護保険事業計画において、「高齢者が生きがいを持って安心して自分らしく生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、2025・2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むと共に、包括的な支援体制の一つとして「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」等に取り組んできました。

高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することが重要となっています。

これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画」を策定し、2040年を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

(2) 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられています。

この2つの計画は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画とします。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(4) 他の計画との関係

本計画は、「第2次丸亀市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に推進するための福祉部門計画と位置付けます。

本計画で展開する施策については、「丸亀市地域福祉計画」をはじめ、「丸亀市健康増進計画『健やか まるがめ 21』」、「丸亀市障がい福祉計画」などの計画の施策との連携が必要となることから、他の計画との整合を図りながら策定します。

また、香川県の「第9期香川県高齢者保健福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」との整合を図ります。

【関連計画】

計画名	計画期間
第9期香川県高齢者保健福祉計画	令和6～令和8年度
第2次丸亀市総合計画	(基本構想) 平成30～令和7年度 (後期基本計画) 令和4～令和7年度
第3次丸亀市地域福祉計画	令和3～令和7年度
第3次丸亀市障がい者基本計画	令和3～令和8年度
第7期丸亀市障がい福祉計画	令和6～令和8年度
第2次丸亀市健康増進計画「健やか まるがめ 21」	平成29～令和8年度
丸亀市地域防災計画	平成17年度～（毎年度更新）
第4次丸亀市生涯学習推進計画	令和4～令和7年度
第3次丸亀市スポーツ振興ビジョン	令和4～令和8年度

2 第9期介護保険事業計画の基本方針

基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方、及び第9期計画において記載を充実する事項（案）

※「第106回 社会保障審議会 介護保険部会」資料（令和5年2月27日）より

【1 介護サービス基盤の計画的な整備】

（1）地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

（2）在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

【2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組】

（1）地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

（2）介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

（3）保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

【3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上】

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進